

学校法人緑ヶ岡学園
釧路短期大学ガバナンス・コード【第1版】
遵守項目取組実施状況 点検結果

令和4年3月

釧路短期大学は、教育研究活動等が正常に実施しているか等を点検し、健全な発展に資することを目的に、「学校法人緑ヶ岡学園 釧路短期大学 ガバナンス・コード」（第1版：2021年5月1日）を策定した。

このガバナンス・コードで示した「遵守・留意事項」について点検し、その結果を公表することによって、本学の健全な発展に資することとする。

ガバナンス・コードの本文は省いた。以下の「本法人」は
学校法人緑ヶ岡学園を、「本学」は釧路短期大学を示す。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力

遵守・留意項目	建学の精神を明示し、内外に周知している
遵守・取組の実施状況	建学の精神「愛と奉仕」を明示し、本学ウェブページ、大学案内、学生便覧等で内外に周知している
遵守・留意項目	建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している
遵守・取組の実施状況	学則に建学の精神に基づいた学科・専攻別の教育目的及び教育目的に基づいた教育目標を設定・明示し、本学ウェブページ、大学案内、学生便覧等で内外に周知している
遵守・留意項目	学長等を理事として選任している
遵守・取組の実施状況	本学学長を学校法人緑ヶ岡学園の理事として選任している
遵守・留意項目	本法人は、本学学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている
遵守・取組の実施状況	本法人は、本学の教育・研究に関する業務の学長への委任、大学に係る制度変更等を踏まえた規則等の制定・改正などで、学長の職務を確実に実行できるよう努めている。

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

遵守・留意項目	原則として5年以上の中期的な計画を策定している
遵守・取組の実施状況	「学校法人緑ヶ岡学園 経営強化推進計画」（令和元～令和5年度）を策定している
遵守・留意項目	中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している
遵守・取組の実施状況	本法人事務局が総括した各部門で検討された計画案を所属長会議・評議員会・理事会での確認・議を経て確定・実行し、進捗状況も同様にチェックしている
遵守・留意項目	中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている
遵守・取組の実施状況	本学では教職員が所属する各部署で計画案検討・進捗状況確認を行い全教職員が意見を提出できる。各部門での検討・確認を経た計画及び進捗状況確認結果は、理事会にて確認している。
遵守・留意項目	中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる
遵守・取組の実施状況	園児・生徒・学生数及び教職員数などの目標、財務計画、教学、人事などを中期的計画に盛り込んでいる
遵守・留意項目	中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している
遵守・取組の実施状況	計画進捗状況確認及び計画内容見直しの際に、事業報告書記載事項を踏まえている。なお、指摘事項等への対処・対応は終えているので、令和元年度からの現・計画では取り上げていない。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

遵守・留意項目	すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している
遵守・取組の実施状況	関係法令（改正状況を含む）・本学学則他の規則等・法人の寄附行為等に合致するよう学長、教務・学生課、関係学科で確認している。
遵守・留意項目	教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている
遵守・取組の実施状況	寄附行為他の法人の規則及び本学学則他の規則等は、全教職員が学内 LAN にて閲覧でき、さらに必要に応じて周知・説明している。
遵守・留意項目	違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している
遵守・取組の実施状況	本法人は「公益通報者保護規程」「公益通報者保護に関するガイドライン」を制定し通報受付の窓口を明記するなど、通報者の保護体制を整えている。
遵守・留意項目	本学の健全な運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している
遵守・取組の実施状況	本学は「釧路短期大学キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する規則」「ハラスメント防止委員会及びハラスメント調査委員会に関する規程」などを定め、体制を整備している。

4. 地域貢献

遵守・留意項目	地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている
遵守・取組の実施状況	釧路市との包括連携協定、経営者団体や企業との協力関係等の外部ステークホルダー、在学生団体（学生会）、保護者懇談会、同窓会等の内部ステークホルダーとの連携を進めている。
遵守・留意項目	地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している
遵守・取組の実施状況	生涯教育センター及び附属図書館による各種公開講座・セミナー等、学科では正規授業の一部公開、リカレント講座を行っている（令和2・3年度はコロナ禍で一部中止）。
遵守・留意項目	教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている
遵守・取組の実施状況	教員・学生による地域貢献を促進するために地域教育活動推進経費、地域に貢献できる研究活動地域貢献も対象とする特別研究費を設定するなどの体制を整えている。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

1. 理事会機能の充実

遵守・留意項目	理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、遵守・実施している。
遵守・留意項目	理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している
遵守・取組の実施状況	理事会の招集は寄附行為及び理事会会議規則に規定しており、その他の項目についても遵守・留意項目に則り、適切に理事会を運営している。
遵守・留意項目	理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、本法人設置の学校長（本学学長、高校長）を理事に選任している。
遵守・留意項目	理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている
遵守・取組の実施状況	寄附行為及び理事会業務委任規則に規定しており、それぞれの役割を果たしている。
遵守・留意項目	外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に学識経験者3人以上4人以内と規定しており、現状、理事7人のうち理事長を含む3人は外部理事であり、多面的な経営判断ができる体制となっている。
遵守・留意項目	理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている
遵守・取組の実施状況	国の制度改正などの情報提供を理事会で行うとともに、北海道私学振興基金協会等の研修への参加機会も設けている。
遵守・留意項目	理事長は、本法人を代表し、その業務を総理している
遵守・取組の実施状況	寄附行為及び寄附行為実施規則に規定しており、遵守・実施している。
遵守・留意項目	理事長の代理権限順位を明確に定めている
遵守・取組の実施状況	理事会業務委任規則・常務理事任用規則により定めている。
遵守・留意項目	理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行っている
遵守・取組の実施状況	法令及び寄附行為に変更があった場合は、理事会で周知しており、忠実にその職務を遂行している。
遵守・留意項目	理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している
遵守・取組の実施状況	役員が職務を怠ったとき損害賠償を負うという私立学校法の改正内容は理事会でも説明済みであり、理解している。
遵守・留意項目	理事は、本法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている
遵守・取組の実施状況	寄附行為及び理事会会議規則に規定しており、適切な理事会運営を行っている。
遵守・留意項目	寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している
遵守・取組の実施状況	寄附行為に定める人数の理事を置き、欠員が出た場合も速やかに補充している。
遵守・留意項目	理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①本法人の設置する私立学校の校長 ②本法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
遵守・取組の実施状況	私立学校法第38条第2項及び寄附行為の規定により、適切に選任している。
遵守・留意項目	理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない
遵守・取組の実施状況	兼務していない。
遵守・留意項目	理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない
遵守・取組の実施状況	兼務していない。

遵守・留意項目	理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない
遵守・取組の実施状況	含まれていない。
遵守・留意項目	理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている
遵守・取組の実施状況	定めている。
遵守・留意項目	外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に学識経験者3人以上4人以内と規定しており、外部理事として3人を選任している。

2. 監事機能の充実

遵守・留意項目	監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している
遵守・取組の実施状況	監事の職務は寄附行為及び監事監査規則に規定しており、遵守・実施している。
遵守・留意項目	監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、その内容は理事会（監事含む）でも説明済みであり、理解している。
遵守・留意項目	監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、その内容は理事会（監事含む）でも説明済みであり、理解している。
遵守・留意項目	監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている
遵守・取組の実施状況	理事会、評議員会に出席し、意見を述べている。
遵守・留意項目	監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている
遵守・取組の実施状況	国の制度改正などの情報提供を理事会（監事含む）で行うとともに、文部科学省等主催の研修への参加機会も設けている。
遵守・留意項目	監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、評議員会の同意に基づいている。
遵守・留意項目	監事を2人以上置いている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、監事を2人置いている。
遵守・留意項目	監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない
遵守・取組の実施状況	兼務していない。
遵守・留意項目	監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない
遵守・取組の実施内容	含まれていない。
遵守・留意項目	監事は、本法人の理事、評議員又は職員を兼務していない
遵守・取組の実施状況	兼務していない。

3. 評議員会機能の充実

遵守・留意項目	次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。
遵守・留意項目	評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、周知している。
遵守・留意項目	評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けている
遵守・取組の実施内容	国の制度改正などの情報提供を評議員会で行うとともに、必要があれば北海道私学振興基金協会等の研修への参加機会も設けている。
遵守・留意項目	評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、適切に選任している。
遵守・留意項目	本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている
遵守・取組の実施状況	寄附行為に学識経験者6人以上10人以内と規定しており、現状、評議員16人のうち学識経験者7人となっている。
遵守・留意項目	評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している
遵守・取組の実施状況	寄附行為で理事は7人以上10人以内、評議員は15人以上22人以内と規定しており、現行、理事7人、評議員16人で2倍を超える数を選任している。また欠員が出た場合も速やかに補充している。

第3章 教学ガバナンスの充実

1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

遵守・留意項目	学修成果を明示し、内外に周知している
遵守・取組の実施状況	多様な学修成果の内容を明示し、ウェブページや学生に配布する印刷物などで内外に周知している。数値化可能な学修成果の一部はウェブページで公表している。
遵守・留意項目	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している
遵守・取組の実施状況	3方針とも、ウェブページ、大学案内、学生便覧その他で内外に明示、周知している
遵守・留意項目	7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている
遵守・取組の実施状況	平成19年度・平成26年度に認証評価を受け、適格評価となった。
遵守・留意項目	定期的に自己点検・評価を行っている
遵守・取組の実施状況	自己点検・評価を定期的に実施している。
遵守・留意項目	本法人の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している
遵守・取組の実施状況	記載していない。
その理由と今後の対応方針	認証評価期間の評価結果について、直近の評価（平成27年度受審）での指摘事項等への対応は終えているため、現・中期的計画への記載は不要である。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

遵守・留意項目	学長は、本法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている
遵守・取組の実施状況	かような人材が選任されている。
遵守・留意項目	学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている
遵守・取組の実施状況	学長は建学の精神及び教育目的に照らした大学運営に努めている。
遵守・留意項目	本学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている
遵守・取組の実施状況	学校教育法、短期大学設置基準等に基づき、適切な運営体制としている。
遵守・留意項目	教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
遵守・取組の実施状況	当該事項につき、教授会は意見を述べている。

3. 教職員の資質向上

遵守・留意項目	教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している
遵守・取組の実施状況	「釧路短期大学FD・SD推進委員会規程」を制定し、FD活動を適切に実行している。
遵守・留意項目	事務職員のほか、教授等の教員や学長等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している
遵守・取組の実施状況	「釧路短期大学FD・SD推進委員会規程」を制定し、SD活動を適切に実行している。
遵守・留意項目	組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている
遵守・取組の実施状況	教員・事務職員ともに本学が設ける各種委員会の委員とし、諸方策の検討・実施・点検を行うなど、教職協働による運営体制を整備している。

第4章 情報の公開と公表

1. 情報公開と発信

遵守・留意項目	<p>本法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、本法人のウェブページにて、公開している。
遵守・留意項目	上の公開項目の⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている
遵守・取組の実施状況	本法人事務局に備えており、請求があった場合には閲覧できるようにしている。
遵守・留意項目	本法人は、法令に基づき、1)の内容を公表している
遵守・取組の実施状況	寄附行為に規定しており、本法人のウェブページにて公開している。
遵守・留意項目	本法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている
遵守・取組の実施状況	本法人事務局で永年保存している。
遵守・留意項目	本法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている
遵守・取組の実施状況	該当するものはない。
遵守・留意項目	<p>本学は、下記の情報を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用 ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援
遵守・取組の実施状況	本学のウェブページにて、公表・公開している。